

この間の経緯等について

1. 顛末概要

- ① 1月18日 総務委員会管内等視察において、集落活動センターあわ（以下：センター）構成員より一部議員に対して個別にクラウドファンディング（以下：CF）への支援のお願いがあった。
内2名の議員がCF支援の予約名簿に記名。
併せて、CF支援に違法性はないか、センター構成員に問い合わせをした。
- ② 後日、他の会議で同席したセンター構成員より議員1名に対してCFへの支援のお願いがあったことから、議員はCF支援の予約名簿に記名した。
- ③ 後日、センター構成員より「今回のCFは、購入型であるため違法性はない」との回答があったことから、3議員はコンビニ納付書で支援金を振り込んだ。
- ④ 高知新聞記者からCF支援は違法の可能性があるとの指摘を受け、3月7日に市選挙管理委員会へ違法性について確認。違法性についてはグレーゾーンであるため、支援しないほうが良いとの回答があり、3議員は支援者の氏名を親族に変更した。
- ⑤ 4月22日 高知新聞朝刊にCFの違法性の記事が掲載される。
- ⑥ 4月22日 センターより支援取消しの申し出があったことから、3議員は支援金全額の返金を受けた上で、受取済みの返礼品の相当額について購入をする手続きをとった。

2. 処分内容

厳重注意処分

根拠：須崎市議会基本条例違反

（議員の責務）第6条第4項

- 4 議員は、その立場を利用した影響力を不正に行使し、
又は市民の疑念若しくは不信を招く行為を行ってはならない。